漁船損害等補償法施行規則の一部を改正する省令

漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条・第一条の二）	第一章　総則（第一条・第一条の二）
第二章　漁船保険組合の組織（第二条―第十四条）	第二章　漁船保険組合の組織（第二条―第十四条）
第三章　漁船保険組合の漁船保険事業等	第三章　漁船保険組合の漁船保険事業等
第一節　通則（第十五条―第十九条の五）	第一節　通則（第十五条―第十九条の五）
第二節　漁船保険	第二節　漁船保険
第一款　通則（第二十条・第二十一条）	第一款　通則（第二十条―第二十四条）
第二款　普通損害保険（第二十二条―第三十五条）	第二款　普通損害保険（第二十五条―第三十五条）
第三款　満期保険（第三十六条―第三十九条）	第三款　満期保険（第三十六条―第三十九条）
第三節　漁船船主責任保険（第三十九条の二―第三十九条の十）	第三節　漁船船主責任保険（第三十九条の二―第三十九条の十）
第四節　漁船乗組船主保険（第三十九条の十一―第三十九条の十三）	第四節　漁船乗組船主保険（第三十九条の十一―第三十九条の十三）
第五節　漁船積荷保険（第三十九条の十四―第三十九条の二十一）	第五節　漁船積荷保険（第三十九条の十四―第三十九条の二十四）
第四章　政府の漁船保険再保険事業等（第四十条―第四十五条）	第四章　政府の漁船保険再保険事業等（第四十条―第四十五条）
第五章　雑則（第四十六条・第四十七条）	第五章　雑則（第四十六条・第四十七条）
附則	附則
（保険料の計算）	（保険料の計算）
第十五条　一年に満たない期間に対する保険料及び再保険料（第二十六条の規定による漁具の保険期間に対する保険料及び再保険料を除く。）は、月割で計算する。ただし、一月に満たない日数については、一月を三十日として日割で計算する。	**第十五条**　一年に満たない期間に対する保険料及び再保険料（第二十六条の四の規定による漁具の保険期間に対する保険料及び再保険料を除く。）は、月割で計算する。ただし、一月に満たない日数については、一月を三十日として日割で計算する。
（行方不明の期間）	（削る）
第二十二条　漁船保険の保険の目的たる漁船の行方が、三十日間明らかでないときは、その漁船は、行方が知れないものとする。	（削る）
（削る）	（削る）
第二十二条～第二十六条　（略）	**第二十二条～第二十六条**　（略）
（漁具についての損害の塡補）	（漁具についての損害の塡補）
第三十四条　組合は、漁具の損害に対しては、その属する漁船とともに全損した場合に限り、塡補する責めを負うものとする。	**第三十四条**　組合は、漁具の損害に対しては、その属する漁船とともに全損し、又は委付された場合に限り、塡補する責めを負うものとする。
（保険期間）	（保険期間）
第三十九条の九　（略）	**第三十九条の九**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　組合は、前項の規定による場合のほか、漁船船主責任保険に係る漁船が全損した場合その他の特別の事由に該当する場合であつてその保険期間の終了後も漁船船主責任保険の保険関係を存続させる必要があるものとして保険約款で定める場合に該当するときは、保険契約者からの請求により、当該漁船船主責任保険の保険期間を延長することができる。	4　組合は、前項の規定による場合のほか、漁船船主責任保険に係る漁船が全損し、又は委付された場合その他の特別の事由に該当する場合であつてその保険期間の終了後も漁船船主責任保険の保険関係を存続させる必要があるものとして保険約款で定める場合に該当するときは、保険契約者からの請求により、当該漁船船主責任保険の保険期間を延長することができる。
5　（略）	5　（略）
（削る）	（修繕不能）
（削る）	**第二十三条**　法第百十一条の四第一項第三号の規定に該当する場合は、救助費の額若しくは第三十一条第一項の費用の額又はこれらの合算額が、漁船保険の保険の目的たる漁船の保険価額を超えるときとする。
（削る）	（委付の通知）
（削る）	**第二十四条**　法第百十一条の五において準用する商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百三十六条第一項の農林水産省令ヲ以テ定ムル期間は、五十日とする。
（削る）	**第二十五条～第二十六条の四**　（略）
（削る）	（漁具についての損害の塡補）
（削る）	**第三十四条**　組合は、漁具の損害に対しては、その属する漁船とともに全損し、又は委付された場合に限り、塡補する責めを負うものとする。
（削る）	（保険期間）
（削る）	**第三十九条の九**　（略）
（削る）	2・3　（略）
（削る）	4　組合は、前項の規定による場合のほか、漁船船主責任保険に係る漁船が全損し、又は委付された場合その他の特別の事由に該当する場合であつてその保険期間の終了後も漁船船主責任保険の保険関係を存続させる必要があるものとして保険約款で定める場合に該当するときは、保険契約者からの請求により、当該漁船船主責任保険の保険期間を延長することができる。
（削る）	5　（略）
（削る）	（修繕不能）
（削る）	**第三十九条の十五**　法第百二十六条の六第一項第三号の農林水産省令で定める物は、漁獲物及びその製品とする。
（削る）	2　法第百二十六条の六第一項第三号に該当する場合は、漁船積荷を積載した漁船に係る救助費の額若しくは第三十一条第一項の費用の額又はこれらの合算額が、当該漁船の保険価額を超えるときとする。ただし、漁船積荷が前項に規定する物である場合にあつては、当該漁船積荷を陸揚予定港に運搬する費用の額が、当該漁船積荷を委付したとした場合において支払われることとなる保険金の額を超えるときとする。